

目黒都税事務所からのお知らせ (令和8年6月)



- 6月は、固定資産税・都市計画税第1期分の納期です(23区内)・・・1
- 固定資産税・都市計画税の現所有者申告制度について(23区内)・・・2
- 令和8年度の固定資産税・都市計画税の軽減措置について
お知らせします(23区内)・・・3
- 不燃化特区内において防災上危険な老朽住宅等を除却した更地に対する
固定資産税・都市計画税を減免します(23区内)・・・4
- インターネット公売(動産、自動車、不動産等)のお知らせ・・・5
- 郵便受付による公売(不動産等)のお知らせ・・・6
- 都税がスマホ決済アプリで納付できます・・・7
- 「電子申告手続は税理士」、「納税手続は法人」の場合に、
便利な情報をお届けします・・・8
- 来所せずにお手続ができます・・・9
- 中小企業者向け省エネ促進税制 ～法人事業税・個人事業税の減免～・・・10
- にせ都税メール・電話にご注意ください!・・・11
- 認定長期優良住宅(一定の要件を満たすもの)を新築した場合、
固定資産税が減額されます～1月31日までに申告してください～・・・12
- 不動産取得税における認定長期優良住宅の特例について・・・13
- 点字で課税の内容をお知らせします・・・14
- 不動産登記の申請時には課税明細書がご利用いただけます・・・15
- 都税における納税証明は、
すべての都税事務所・都税支所・支庁で申請できます・・・16
- 都税の納税証明・評価証明等の申請にはLoGoフォームをご活用ください・・・17
- 都税の納税証明・評価証明等の郵送申請には
キャッシュレス決済をご利用ください・・・18
- 東京ゼロエミ住宅の新築に対する不動産取得税(家屋)を減免します・・・19

- 不燃化特区内において不燃化のための建替えを行った住宅に
固定資産税・都市計画税を減免します（23区内）・・・・・・・・・・ 20

- 耐震化のための建替え又は改修を行った住宅に対する
固定資産税・都市計画税を減免します（23区内）・・・・・・・・・・ 21

—都税についてのお知らせ—

6月は固定資産税・都市計画税第1期分の納期です(23区内)

6月1日(月)にお送りした納付書により、6月30日(火)までにお納めください。

<ご利用になれる納付方法>

※ご利用の前に、主税局ホームページにて各納付方法の注意事項をご確認ください。

簡単・便利な口座振替 Web 申込で、都税の納め忘れなし!!

口座振替

都税 Web 口座振替申込受付サービスにて、6月10日(水)までにお申込みいただくと、固定資産税・都市計画税第1期分からの口座振替が可能です。



おうちで今、納付できます!!

スマホアプリ

納付書のeL-QRを読み取るだけで納付ができます。

クレジットカード インターネットバンキング

地方税お支払サイトのeL-QR読取画面から納付書のeL-QRを読み取り、支払手続をすると納付ができます。



ページマークのついている納付書は、対応する金融機関のインターネットバンキングやモバイルバンキング、ATMから直接納付することができます。他にもコンビニエンスストア、金融機関、郵便局、都税事務所等の窓口でも納付いただけます。

【お問合せ先】

- <課税について> 土地・家屋が所在する区にある都税事務所
- <納付について> 所管都税事務所の徴収管理班又は都税支所・支庁

主税局 HP
都税の支払い方法



固定資産税・都市計画税の **現所有者申告制度** について(23区内)

【現所有者申告制度とは？】

土地・家屋の所有者が亡くなられた場合、相続人など新たな所有者（現所有者）となった方から、ご自身が現所有者であることを申告していただく制度です。

不動産登記簿のご名義が変更されるまでは、申告に基づき、現所有者の方に固定資産税・都市計画税を課税します。



【どんな申告が必要？】

● 申告の方法は？

現所有者となった方は、申告書と必要な添付書類を、土地・家屋が所在する区の都税事務所へご提出ください。

必要な添付書類とは、戸籍謄本や遺言書など、

- ①登記名義人の方が亡くなられたことが分かる書類
 - ②申告される方が現所有者であることが分かる書類
 - ③申告される方の現住所が分かる書類
- です。

● 申告の期限は？

現所有者であることを知ってから3か月以内に申告してください。

【相続登記をご検討ください】

土地・家屋の所有者が亡くなられた場合は、早めの相続登記をご検討ください。登記の手続については、所管の法務局出張所(登記所)へお問い合わせください。なお、不動産登記簿の名義変更がお済みの場合、現所有者申告は不要です。

現所有者申告制度について、詳しくは、東京都主税局HPをご覧くださいか、土地・家屋が所在する区の都税事務所へお問い合わせください。

—都税についてのお知らせ—

令和8年度の固定資産税・都市計画税の軽減措置について（23区内）

項目	軽減の対象	軽減の割合等	申請
商業地等に対する負担水準上限引下げ減額措置	負担水準 ^{※1} が65%を超える商業地等 ^{※2} ※1 負担水準…固定資産税の価格等に対する前年度の課税標準額の割合 ※2 商業地等…住宅用地以外の宅地等（店舗・工場の敷地、駐車場など）	負担水準 65%に相当する固定資産税・都市計画税の税額まで軽減	不要
小規模非住宅用地に対する減免措置	一画地の面積が400㎡以下の非住宅用地 （個人又は資本金・出資金が1億円以下の法人が所有する土地に限ります。）	200㎡までの部分の固定資産税・都市計画税の2割を減免	申請が必要です （申請期限：令和8年12月28日） 前年度に減免を受けた方で、用途を変更していない方は、新たに申請する必要はありません。
小規模住宅用地に対する軽減措置（都市計画税のみ）	住宅1戸につき200㎡までの土地	都市計画税の2分の1を軽減	不要
耐震化のための建替えを行った住宅に対する減免措置	昭和57年1月1日以前からある家屋を取り壊し、当該家屋に代えて、令和13年3月31日までに新築された住宅で一定要件を満たすもの（新築マンションを購入した場合も、要件に該当すれば減免されます。）	新築後新たに課税される年度から3年度分について固定資産税・都市計画税の全額を減免（減免の対象となる戸数は、建替え前の家屋により異なります。）	申請が必要です 申請期限は新築した年の翌々年（1月1日新築の場合は翌年）の2月末日です。
耐震化のための改修を行った住宅に対する減免措置	昭和57年1月1日以前からある住宅で、令和13年3月31日までに耐震改修を行った住宅のうち一定要件を満たすもの	改修完了日の翌年度（1月1日完了の場合はその年度）1年度分 [※] について、耐震減額適用後、住宅1戸あたり120㎡相当分までの固定資産税・都市計画税の全額を減免 ※ 住宅が耐震改修の完了前に、建築物の耐震改修の促進に関する法律に規定する通行障害既存耐震不適格建築物に該当する場合は2年度分	申請が必要です 申請期限は改修が完了した日から3ヶ月以内です。
	昭和57年1月2日から平成13年1月1日までの間に新築された一定の木造住宅で、令和6年4月1日から令和13年3月31日までの間に耐震改修を行った住宅のうち一定要件を満たすもの	改修完了日の翌年度（1月1日完了の場合はその年度）1年度分について、住宅1戸あたり120㎡相当分までの固定資産税・都市計画税の全額を減免	申請が必要です 申請期限は改修が完了した日から3ヶ月以内です。
不燃化特区内において不燃化のための建替えを行った住宅又は不燃化特区内における老朽住宅等除却後の土地に対する減免措置	不燃化特区内に所在する老朽建築物等である家屋を取り壊し、当該家屋に代えて、令和13年3月31日までに新築された住宅で一定要件を満たすもの（新築マンションを購入した場合も、要件に該当すれば減免されます。）	新築後新たに課税される年度から5年度分について固定資産税・都市計画税の全額を減免（減免の対象となる戸数は、建替え前の家屋により異なります。）	申請が必要です 申請期限は新築した年の翌々年（1月1日新築の場合は翌年）の2月末日です。
	不燃化特区内において、老朽住宅等を除却した土地で一定要件を満たすもの	老朽住宅等を除却した翌年度から最長5年度分について、固定資産税・都市計画税の8割を減免	申請が必要です 申請期限は減免を受けようとする年度の第1期分の納期限（通常6月30日）です。

【お問合せ先】 土地・家屋が所在する区にある都税事務所

—都税についてのお知らせ—

**不燃化特区内において防災上危険な老朽住宅等を除却した更地
に対する固定資産税・都市計画税を減免します（23区内）**

【減免対象】

不燃化特区内において、不燃化のために老朽住宅等を除却した防災上有効な空地として適正に管理されている土地のうち、一定の要件を満たすもの

【減免の期間と額】

老朽住宅等を除却した翌年度から最長5年度分について、住宅の敷地並みの税額となるよう8割減免します。

減免を受けようとする年度の第1期分の納期限（6月30日（土曜日、日曜日、国民の休日又はその他の休日の場合は翌開庁日））までに申請してください（毎年申請が必要です）。申請には、区の証明書を添付する必要があります。

減免の手続については、当該土地が所在する区にある都税事務所へお問い合わせください。
区の証明書については、各区役所へお問い合わせください。

インターネット公売(動産、自動車、不動産等)のお知らせ

インターネット公売は、動産、自動車はせり売り方式、不動産等は入札方式により行います。

公売参加申込期間	動産、自動車	不動産等
	令和8年5月29日(金)13時～令和8年6月15日(月)23時	
入札期間	令和8年6月23日(火)13時 ～ 令和8年6月25日(木)23時	令和8年6月23日(火)13時 ～ 令和8年6月30日(火)13時
公売物件	東京都主税局ホームページ内の<公売情報>からアクセスできます。 インターネット公売(動産、自動車、不動産等)をご覧ください。 ※公売物件は、公売参加申込開始日以降にご覧いただけます。 ☆動産、自動車の下見会については、下記ホームページをご確認ください。	
実施機関	主税局徴収部・各都税事務所	
お問合せ先	主税局徴収部機動整理課公売班 (03-5388-3027)	

※公売物件は変更されることがあります。また、公売は中止になることがあります。

最新情報は下記ホームページをご覧ください。

主税局ホームページ<公売情報> <https://www.tax.metro.tokyo.lg.jp/kobai>

東京都 公売

検索

※公売情報に関するメールマガジンを配信しています。是非ご登録ください。

<メールマガジンのご案内> https://www.tax.metro.tokyo.lg.jp/kobai/mail_magazine

主税局 メールマガ

検索

郵送受付による公売(不動産等)のお知らせ

東京都主税局では、都税の滞納により差し押さえた不動産等を期間入札の方法により売却(公売)します。
なお、入札書は、郵送により受け付けます。

公 告 日	令和8年6月12日(金)
入 札 期 間	令和8年7月10日(金)～令和8年7月17日(金)
公 売 物 件	東京都主税局ホームページ内の<公売情報>、または都庁第一本庁舎 23 階南側、各都税事務所及び参加している区市役所・町村役場に設置している「合同不動産等公売案内」をご覧ください。
開 札 期 日	令和8年7月22日(水) 午前10時から
開 札 場 所	各公売担当部署において開札を行います。
実 施 機 関	主税局徴収部・都税事務所・参加している区市町村
お問合せ先	<主税局徴収部実施分> 主税局徴収部機動整理課公売班 03-5388-3027(直通) <都税事務所実施分> 主税局徴収部徴収指導課徴収指導班 03-5388-3024(直通) <区市町村実施分> 主税局徴収部個人都民税対策課 03-5388-3039(直通)

※公売物件は変更される場合があります。また、公売は中止になることがあります。
最新情報は下記ホームページをご覧ください。

主税局ホームページ<公売情報> <https://www.tax.metro.tokyo.lg.jp/kobai>

東京都 公売

検索

※公売情報に関するメールマガジンを配信しています。是非ご登録ください。

<メールマガジンのご案内> https://www.tax.metro.tokyo.lg.jp/kobai/mail_magazine

主税局 メールマガ

検索

都税がスマホ決済アプリで納付できます

- 💡 おうちで今、納付できます！
- 💡 スマホ決済アプリで納付書の地方税統一 QR コード（eL-QR）を読み取るだけで納付ができます。



納付書の下部に eL-QR が掲載

注意事項

- 領収証書は発行されません。
 - 納付手続完了後に納付を取り消すことはできません。
 - eL-QR のない納付書については、上記の方法で納付できません。
- 詳細は、[東京都主税局 HP](#) をご確認ください。

※上記の方法を利用できるスマホ決済アプリは地方税共同機構 HP をご覧ください。

※1枚あたりの合計金額が30万円までの納付書では、スマホ決済アプリでバーコードを読み取ることも納付できます。
利用できるスマホ決済アプリは東京都主税局 HP をご覧ください。

※QRコードは(株)デンソーウェブの登録商標です。



eLTAX 電子納税のご案内

「電子申告手続は**税理士**」、「納税手続は**法人**」の場合に、
便利な情報をお届けします

法人の都民税・事業税等について、関与税理士が eLTAX で電子
申告した場合でも、利用者 ID と暗証番号を共有いただければ、
法人側で、ダイレクト納付などの電子納税が簡単にできます！

詳しくは、[こちら](#)⇒



税理士



電子申告

利用者ID
暗証番号
を共有

電子納税

法人

以下の方法から選べます
・ダイレクト納付
・インターネットバンキング
・クレジットカード

【お問合せ先】

東京都主税局徴収部徴収指導課

TEL（直通）：03-5388-2984

来所せずにお手続きができます！

東京都主税局では、納税者の皆様が都税事務所等に来所することなく、郵送やインターネット等でお手続きできる仕組みを設けております。郵送や電子による申告、申請・届出、キャッシュレスによる納付方法等をぜひご利用ください。

◆ご自宅等からお手続きが可能です！ぜひご利用ください！◆

申告

- ✓ 電子申告
 - ・ eLTAX
 - ・ LoGo フォーム
- ✓ 郵送（所管事務所 宛）

申請・届出

- ✓ 電子申請・届出
 - ・ eLTAX
 - ・ LoGo フォーム
- ✓ 郵送（所管事務所 宛）
(一部の手続を除く。)

納付

- ✓ スマートフォン決済アプリ
- ✓ ペイジー
(インターネットバンキング・
モバイルバンキング・ATM)
- ✓ クレジットカード納付
- ✓ eLTAX 電子納税
- ✓ 口座振替

証明書等の取得

- ✓ 郵送（キャッシュレス決済）
- ✓ 郵送（定額小為替）
- ✓ 電子申請

詳細は東京都主税局ホームページをご覧ください。



※各種サービスのご利用条件・方法等の詳細は、

東京都主税局ホームページをご覧ください。



主税局 HP

中小企業者向け省エネ促進税制

法人事業税・個人事業税の減免

東京都では、中小企業者が地球温暖化対策の一環として行う省エネルギー設備等の取得を税制面から支援するため、都内の中小規模事業所等において、特定の省エネルギー設備等を取得した場合に、法人事業税・個人事業税を減免しています。

【中小企業者向け省エネ促進税制の概要】

対象者	「地球温暖化対策報告書」等を提出した中小企業者 ・資本金1億円以下の法人等、個人事業者が該当します。
対象設備	次の要件を満たすもの ①特定地球温暖化対策事業所等以外の事業所において取得されたもの ・特定地球温暖化対策事業所等とは、3年連続消費エネルギー量1,500kl以上の事業所をいいます。 ②「省エネルギー設備及び再生可能エネルギー設備」（減価償却資産）で、東京都が導入推奨機器として指定したもの*（指定された導入推奨機器は、東京都のホームページで公表しています。） *空調設備（エアコンディショナー、ガスヒートポンプ式冷暖房機） *照明設備（LED照明器具、LED誘導灯器具） *小型ボイラー設備（小型ボイラー類） *再生可能エネルギー設備（太陽光発電システム、太陽熱利用システム）
減免額	設備の取得価額（上限2,000万円）の2分の1を、取得事業年度の法人事業税額又は取得年の所得に対して翌年度に課税される個人事業税額から減免 ただし、当期事業税額の2分の1が限度 ※減免しきれなかった額は、（法人）翌事業年度等、（個人）翌年度の事業税額から減免可
対象期間	（法人）令和13年3月30日までに終了する各事業年度に設備を取得し、事業の用に供した場合に適用 （個人）令和12年12月31日までに設備を取得し、事業の用に供した場合に適用
減免手続	減免を受けるためには、事業税の納期限（申告書の提出期限の延長承認を受けている法人の場合は、その延長された日）までに、減免申請書及び必要書類を提出してください。 なお、申請期限を過ぎますと減免を受けることができませんのでご注意ください。

◆詳しくは東京都主税局ホームページ内「環境に関する軽減制度について」をご覧ください！

主税局 環境減税

検索

詳しい案内やQ&Aも掲載しています。



【お問合せ先】

- 中小企業者向け省エネ促進税制に関すること
 - ・所管の都税事務所又は支庁の法人事業税・個人事業税担当
 - ・主税局課税部法人課税指導課（法人事業税班） 03-5388-2963
 - ・主税局課税部課税指導課（個人事業税班） 03-5388-2969
- 地球温暖化対策報告書制度・導入推奨機器に関すること
 - ・地球温暖化対策報告書制度 受付窓口 03-5388-3433
 - ・導入推奨機器 03-5990-5087

一都税についてのお知らせ

にせ都税メール・電話にご注意ください



都税事務所の職員を装って、個人情報や不正に取得したり、金銭をだまし取ろうとしたりする事例が発生しています。

不審に感じた場合は即答せずに、主税局総務部総務課相談広報班（03-5388-2925）までご連絡ください。

また、万が一被害にあわれた場合は、すぐに警察にご連絡ください。

<メールによる手口>

【事例】

- ・「あなたは納期限を超過した未納の税金があります。速やかに納付してください。」などと記載したメールが送付されてくる。
- ・プリペイドカードの購入等の方法により納付するよう求めてくる。

<電話による手口>

「〇〇都税事務所の〇〇です」または「〇〇都税事務所の者です」と職員を装って電話をかけてきます。その後、以下の事例のように個人情報を聞きだそうとします。

【事例1】

- ・「税務調査を行っているので、納税者の情報について確認したい」と質問してくる。
- ・家族の構成、名前、職業等の個人情報を聞こうとする。

【事例2】

- ・「税金が還付されます」、「払いすぎた医療費をお返しします」とだまし、ATMに誘い出す。
- ・ATMコーナーから指定の電話番号に電話するように指示する。
- ・指定の電話番号に電話すると、ATMの操作を言葉巧みに指示し、お金を振り込ませる。

【お問合せ先】 主税局総務部総務課相談広報班 03-5388-2925

認定長期優良住宅を新築した場合 固定資産税が減額されます

減額の対象となる住宅

- ①令和13年3月31日までの間に新築された住宅であること
- ②「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」に規定する認定長期優良住宅であること
- ③居住部分の床面積の割合が当該家屋の2分の1以上であること
- ④1戸あたりの床面積について、以下の要件を満たすこと。
 《令和8年3月31日以前に新築した場合》
 50㎡以上280㎡以下（一戸建以外の貸家の場合は、40㎡以上280㎡以下）であること
 《令和8年4月1日以降に新築した場合》
 40㎡以上240㎡以下（特別区内の都市再生特別措置法に規定する特定都市再生緊急整備地域の区域内にある場合は、50㎡以上240㎡以下。ただし、区域内にある一戸建以外の貸家の場合は、40㎡以上240㎡以下）であること

減額される期間・税額

- | | |
|---------|--|
| 減額される期間 | 新たに固定資産税が課税される年度から5年度分（3階建以上の耐火・準耐火建築物については7年度分） |
| 減額される税額 | 当該住宅の固定資産税額（居住部分で1戸あたり床面積120㎡相当分までを限度）の2分の1を減額 |



減額を受けるには、住宅が新築された年の翌年（1月1日新築の場合はその年）の1月31日（土曜日、日曜日、国民の休日又はその他の休日の場合は翌開庁日）までに、減額の申告が必要です（ただし、区分所有住宅の管理者等の場合は変更認定通知書の写しの提出で上記申告に代えることができます。）。詳しくは当該住宅が所在する区にある都税事務所にお問い合わせください。

なお、23区外の住宅については、当該住宅が所在する市町村へお問い合わせください。

不動産取得税における認定長期優良住宅の特例について

以下の要件を満たす認定長期優良住宅を新築した場合、または新築未使用の認定長期優良住宅を購入した場合の不動産取得税については、住宅の価格※から 1,300 万円（価格が 1,300 万円未満である場合はその額）が控除されます。

※ 住宅の実際の購入価格等ではなく、固定資産評価基準によって評価・決定された価格（評価額）をいいます。

特例の対象となる住宅 ***長期優良住宅の認定基準（床面積要件等）とは異なります**

- ① 令和 13 年 3 月 31 日までの間に取得した住宅であること
（認定長期優良住宅を新築した場合、または新築未使用の認定長期優良住宅を購入した場合に限られます。）
- ② 「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」に規定する認定長期優良住宅であること
- ③ 1 戸あたりの床面積について、以下の要件を満たすこと
《令和 8 年 3 月 31 日以前に住宅を取得した場合》
50 m²以上 240 m²以下（ただし、貸家の用に供する一戸建て以外の住宅については、40 m²以上 240 m²以下）であること
《令和 8 年 4 月 1 日以降に住宅を取得した場合》
40 m²以上 240 m²以下（ただし、特別区内の都市再生特別措置法に規定する特定都市再生緊急整備地域については、50 m²以上 240 m²以下。ただし、貸家の用に供する一戸建て以外の住宅については、40 m²以上 240 m²以下）であること

【税額の算出方法】

$$\begin{aligned} \text{住宅の価格} & - 1,300 \text{万円} & = & \text{課税標準額} \\ \text{課税標準額} & \times \frac{3}{100} \text{ (税率)} & = & \text{税額} \end{aligned}$$

認定長期優良住宅の特例適用を受けるには申告が必要です。「不動産取得税申告書」に必要事項をご記入のうえ、必要書類とともに、所管の都税事務所等に申告してください。

申告書の様式や必要書類等の詳細は、
東京都主税局ホームページに掲載しています。



東京都 主税局

検索

【お問合せ先】住宅が所在する区市町村を所管する都税事務所等の不動産取得税担当班

—都税についてのお知らせ—

点字で課税の内容をお知らせします



東京都主税局では、納税通知書の内容を点字でお知らせしています。

対象となる税金	固定資産税・都市計画税（23区内）、個人事業税、自動車税
お知らせする内容	税金の種類、納税義務者氏名、納税通知書番号、納期限、税額、問合せ先
申込方法	主税局総務部総務課相談広報班（03-5388-2925）まで、住所・氏名・電話番号・税金の種類をご連絡ください。
申込期限	令和9年2月26日（金）までにお申込みをいただいた方には、令和9年度分から点字のお知らせを同封します。

※なお、すでに利用されている方は、改めてご連絡いただく必要はありません。

【お問合せ先】 主税局総務部総務課相談広報班 電話 03-5388-2925

不動産登記の申請時には 固定資産税・都市計画税 **課税明細書**を ご利用ください。



東京23区は
固定資産価格を法務局へ電子通知しているため、
評価証明（有料）の添付は原則不要^{*}です。

※注意事項をご参照ください。

不動産登記申請の際には、登録免許税の算定のため、
固定資産の価格を記載する必要があります。
その価格は、固定資産税・都市計画税納税通知書と一緒に
お送りする課税明細書でご確認いただけます。

注意事項

- 不動産登記申請は、課税明細書の写しを添付して行うことができます。
- 固定資産税・都市計画税納税通知書は、毎年6月にお送りしています。
納税通知書及び課税明細書は再発行できませんので、大切に保管ください。
- 4・5月に登記申請を行う場合は、課税明細書で新年度の価格が確認できないため、評価証明をご申請ください。
- その他、非課税が適用されているなど、評価証明が必要となる場合があります。詳しくは東京法務局にお問い合わせください。

お問合せ先

- 登記申請に関すること …東京法務局 登記電話案内室 03-5318-0261
- 固定資産税に関すること …資産が所在する区にある都税事務所

詳しくは、東京都主税局ホームページをご覧ください。



都税における納税証明は、すべての都税事務所・都税支所・支庁で申請できます

課税した事務所等に関わらず、納税証明はすべての都税事務所・都税支所・支庁で申請できます。

なお、自動車税に関する納税証明（下表項番2、5）は、都税総合事務センター・自動車税事務所でも申請できます。下表を参照のうえ、お近くの都税事務所等で申請してください。

ただし、申告・納付後1～2週間以内に申請される場合は、①領収証書の原本（領収印のあるもの）②申告書の控え*（受付印のあるもの）の両方を、都税事務所（徴収管理班・納税証明担当）等の窓口までお持ちください。

都税における納税証明の申請については、郵送でも受け付けております。詳しくは、東京都主税局ホームページをご覧ください。

※②は、法人事業税、特別法人事業税、法人住民税等申告税目の場合に限りません。

（注）都税に関する証明等申請時には、「本人確認書類」の提示が必要です。

	証明の種類	申請先事務所	郵送申請先
1	納税証明（一般用） （自動車税以外）	全都税事務所、都税支所、支庁	〒112-8787 東京都文京区春日 1-16-21 都税証明郵送受付センター
2	納税証明（一般用） （自動車税）	全都税事務所、都税支所、支庁、 都税総合事務センター及び各自動車税事務所	
3	滞納処分を受けたこと ないことの証明	全都税事務所、都税支所、支庁	
4	酒類製造販売の免許申請 のための証明	全都税事務所、都税支所、支庁	
5	自動車税納税証明 （継続検査等用）	全都税事務所、都税支所、支庁、 都税総合事務センター及び各自動車税事務所	

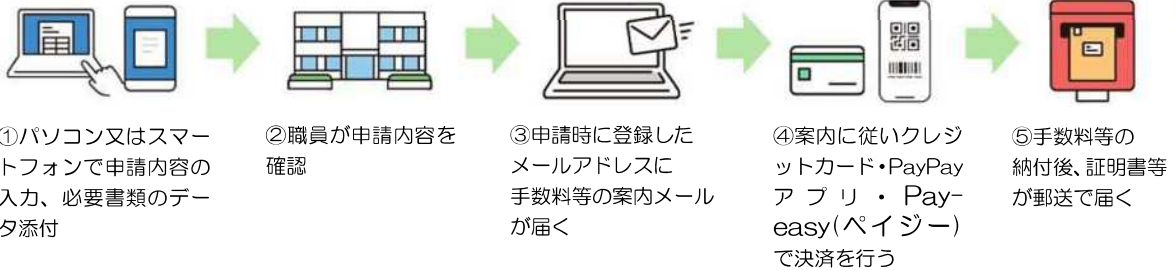
【お問合せ先】 各都税事務所（徴収管理班・納税証明担当）・都税支所・支庁

都税の納税証明・評価証明等の申請には

LoGo フォーム をご活用ください！



■ 申請の流れ



■ 申請できる方・必要なもの・手数料等の納付方法

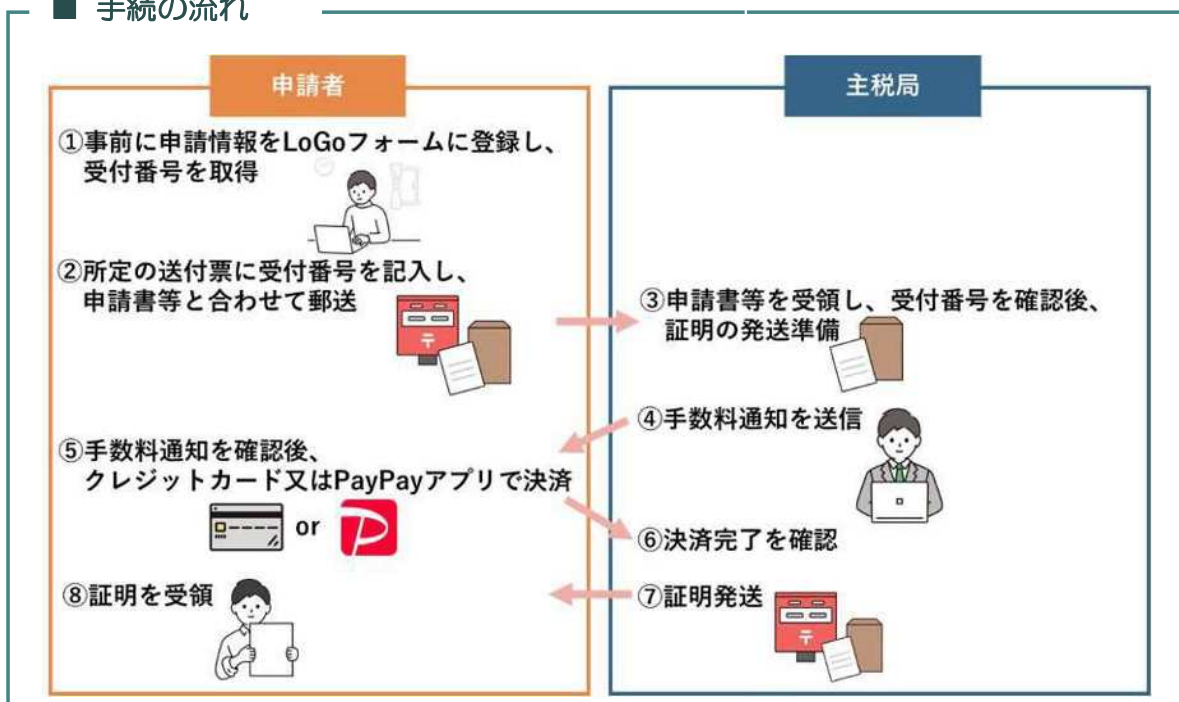
申請できる方	<ul style="list-style-type: none"> ・納税義務者本人 ・法令等に基づき証明等の申請をすることについて正当な理由を有するもの ・上記の代理人
申請に必要なもの	<ul style="list-style-type: none"> ・パソコン又はスマートフォン ・商業登記電子証明書又はマイナンバーカード <p>※納税義務者本人以外からの申請は、上記に加え、委任状等の確認資料を申請フォームに添付してください。</p>
手数料・郵送料の納付方法	<ul style="list-style-type: none"> ・クレジットカード、PayPay、Pay-easy (ペイジー) <p>※対応ブランドは：VISA、Mastercard、AmericanExpress、JCB、DinersClub</p>

■ LoGo フォームでの申請が可能な証明

LoGo フォームでの申請が可能な証明	手続の詳細に関する URL
<ul style="list-style-type: none"> ・23 区内の土地・家屋名寄帳 ・23 区内の固定資産(土地・家屋)評価証明 ・23 区内の固定資産(土地・家屋)関係(公課)証明 ・23 区内の固定資産(土地・家屋)物件証明 ・23 区内の土地・家屋(補充)課税台帳 ・納税証明(車検用納税証明は除きます。) ・滞納処分を受けたことのないことの証明 ・酒類製造販売の免許申請のための証明 	https://www.tax.metro.tokyo.lg.jp/application/logoform
<ul style="list-style-type: none"> ・事業開始等申告書提出済証明(法人・個人) ・(繰越損失額に係る)証明(個人) ・鉾区税納税済等証明 	https://www.tax.metro.tokyo.lg.jp/application/logoform_2

都税の納税証明・評価証明等の郵送申請には キャッシュレス決済をご利用ください！

■ 手続の流れ



■ 郵送申請（キャッシュレス決済）が可能な証明

- 23区内の土地・家屋名寄帳
- 23区内の固定資産(土地・家屋)評価証明
- 23区内の固定資産(土地・家屋)関係(公課)証明
- 23区内の固定資産(土地・家屋)物件証明
- 23区内の土地・家屋(補充)課税台帳
- 納税証明(車検用納税証明は除きます。)
- 滞納処分を受けたことのないことの証明
- 酒類製造販売の免許申請のための証明

■ 手数料の納付方法

クレジットカード又はPayPay

※対応ブランドは：VISA、Mastercard、AmericanExpress、JCB、DinersClub

その他詳細な手続は主税局HPをご確認ください。

<https://www.tax.metro.tokyo.lg.jp/application/yuusoucashless>

都税証明 郵送申請キャッシュレス

検索

東京ゼロエミ住宅の新築に対する不動産取得税（家屋）を減免します

※ 設計確認申請日より、減免対象や減免割合が異なります。

【減免対象1】

令和4年4月1日から令和6年9月30日までの間に「東京ゼロエミ住宅の認証に関する要綱」に基づく設計確認申請が行われた新築の東京ゼロエミ住宅（※）のうち、次のいずれかの要件を満たす住宅の取得

- ① 発電出力50kW未満の太陽光発電システム（※）を設置していること
- ② 水準2又は水準3の基準を満たしていること

（※）一定の要件を満たすものに限る。

▶減免される割合

5割（①及び②のいずれにも該当する場合は10割）



主税局 HP

【減免対象2】

令和6年10月1日から令和11年3月31日までの間に「東京ゼロエミ住宅の認証に関する要綱」に基づく設計確認申請が行われた新築の東京ゼロエミ住宅（※）

（※）一定の要件を満たすものに限る。

▶減免される割合

水準A：10割、水準B：8割、水準C：5割



環境局 HP

- 減免対象となる取得は、最初の不動産取得税の課税対象となる取得に限ります。
- 各水準は東京ゼロエミ住宅指針第3に規定するものを指します。
- 減免を受けるには申請が必要です。
詳しくは、新築した住宅が所在する区市町村を所管する都税事務所・支庁へお問い合わせください。
- この他にも、耐震化促進税制（固定資産税）等、住宅を新築したときに軽減を受けられる場合があります。
詳しくは東京都主税局HPをご確認ください。

—都税についてのお知らせ—

不燃化特区内において不燃化のための建替えを行った住宅に 対する固定資産税・都市計画税を減免します（23区内）

【減免対象】

不燃化特区内において、老朽建築物等に該当する家屋を取り壊し、当該家屋に代えて、不燃化のために新築された耐火又は準耐火建築物等の住宅のうち、一定の要件を満たすもの

【減免の期間と額】

新築後新たに課税される年度から5年度分について居住部分の固定資産税・都市計画税を全額減免（減免の対象となる戸数は、建替え前の家屋により異なります。）

【申請期限】

新築した年の翌々年（1月1日新築の場合は翌年）の2月末

【不燃化特区】

東京都都市整備局のホームページをご覧ください。



都市整備局 HP

主税局 HP

減免を受けるには申請が必要です。詳しくは、新築した住宅が所在する区にある都税事務所へお問い合わせください。

耐震化のための 建替え 又は 改修 を行った住宅に対する 固定資産税・都市計画税を減免します (23区内)

<耐震化のための建替え>

減免対象

昭和57年1月1日以前からある家屋を取り壊し、当該家屋に代えて、令和13年3月31日までに、耐震化のために新築された住宅のうち、一定の要件を満たすもの

減免の期間と額

新築後新たに課税される年度から3年度分について居住部分の固定資産税・都市計画税を全額減免（減免の対象となる戸数は、建替え前の家屋により異なります。）

申請期限

新築した年の翌々年の2月末
（1月1日新築の場合は翌年の2月末）

<耐震化のための改修>

減免対象

①昭和57年1月1日以前からある住宅で、令和13年3月31日までに、現行の耐震基準に適合させるよう一定の改修工事を施したもの

②昭和57年1月2日から平成13年1月1日までの間に在来軸組工法により新築された2階建て以下の木造の住宅で、令和6年4月1日から令和13年3月31日までの間に建築基準法に基づく現行の耐震基準に適合させるよう一定の改修工事を施したもの

減免の期間と額

改修工事完了日の翌年度分から一定期間、居住部分で1戸あたり120㎡の床面積相当分まで固定資産税・都市計画税を全額減免（※①については、耐震減額適用後全額減免）

申請期限

改修工事が完了した日から3か月以内

減免を受けるには申請が必要です。建替えと耐震改修とでは減免申請期限が異なりますのでご注意ください。詳しくは、当該住宅が所在する区にある都税事務所へお問い合わせください。